

長富内水面漁業協同組合内共第19号
第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、長富内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第19号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内で竿釣の漁具、漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ第6条第1項に規定する遊漁料を納付し承認を受けなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による漁業は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規模
竿釣	1人竿3本以内、竿1本に針3本以内とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種をを対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	20 cm
ふな	8 cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学幼児は無料とし、小中高校生徒、肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは100円を加算した額とする。

竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料
こい	竿釣	1日 300円、1年 3,000円
ふな		

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。

ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

遊漁料の納付場所

五所川原市大字長富字鑽石175 長富内水面漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁しようとする者は、第6条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	漁種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	アユ、ヤマメ、イワナ ニジマス、ヒメマス(蔦沼のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	手釣り 竿釣り	10,000円
溪流魚	ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(蔦沼のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	手釣り 竿釣り	5,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
三戸郡三戸町大字八日町27
青森県内水面漁業協同組合連合会
- 3 第1項^の~~も~~共通遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第6条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 ブラックバス及びブルーギルを採捕した場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを標示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

遊 漁 承 認 証

表

裏

遊漁承認証 No.		注 意 事 項	
下記のとおり遊漁を承認します。		1 遊漁者は遊漁するときは本券を携帯 しなければならない。	
記		2 本券を他人に貸与してはならない。	
遊 漁 者	住 所	3 遊漁者は漁場監視員の要求があった ときは本券を提示しなければならない。 4 遊漁者は相互に適切な距離を保ち他 の者の迷惑となる行為をしてはなら ない。	
	氏 名		
承認期間		5 本券は再交付しない。	
魚 種			
漁具、漁法			
遊 漁 料 金	円也		
発 行 者			
長富内水面漁業協同組合 ㊤			

別記様式第2号

第8条第3項に規定する共通遊漁承認証

年度 県内共通遊漁承認証

No.

遊 漁 者	住所
	氏名
	年令
	有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日
	魚種
	遊漁料
	交付年月日

三戸郡三戸町大字八日町27

青森県内水面漁業協同組合連合会

印

漁場監視員証

表

裏

漁場監視員証	注意事項
<p>下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。</p> <p>氏名 年齢</p> <p>住所</p> <p>有効期間</p> <p>発行者 長富内水面漁業協同組合 (印)</p>	<p>1 漁場監視の際は必ず本券を携帯しなければならない。</p> <p>2 漁場監視の際は必ず腕章をつけなければならない。</p> <p>3 本券は他人に貸与してはならない。</p> <p>4 漁場監視員でなくなったときは直ちに本券を返却^{返還}しなければならない。</p>

長富内水面漁業協同組合内共第19号第5種共同漁業権遊漁規則の変更に係る新旧対照表

新		旧	
<p>(県内共通遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第6条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。</p>		<p>(県内共通遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第6条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。</p>	
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	ユウメ、ヤマメ、ナ、ニメ、アイマス、ヒメ沼のイ、ウグイ、コフナ	手釣り 竿釣り	15,000円
溪流魚	ユウメ、ヤマメ、ナ、ニメ、アイマス、ヒメ沼のイ、ウグイ、コフナ	手釣り 竿釣り	8,000円
		(省略)	
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	ユウメ、ヤマメ、ナ、ニメ、アイマス、ヒメ沼のイ、ウグイ、コフナ	手釣り 竿釣り	10,000円
溪流魚	ユウメ、ヤマメ、ナ、ニメ、アイマス、ヒメ沼のイ、ウグイ、コフナ	手釣り 竿釣り	5,000円
		(省略)	